

「個人情報保護法案」制定の方向性が明らかに 7章64条と附則からなる「法案」の概要

『インターネット白書2000』では、日本における個人情報保護に関する最近の議論を紹介した。ここでは、その後における議論を取り上げることとする。

法制化専門委員会の検討結果

高度情報通信社会推進本部の1999年12月3日の決定に基づき、2000年1月27日に個人情報保護法制化専門委員会が開催されることになった。同委員会は、2月4日に第1回会議を開催し、ほぼ毎週会議を開き、6月2日には「中間整理」を公表、それをパブリック・コメントに付すとともに、関係省庁・関係団体などから意見を聴き、とりまとめに入った。高度情報通信社会推進本部は2000年7月7日に情報通信技術（IT）戦略本部にとって代わられたが、IT戦略本部個人情報保護法制化専門委員会は、同年10月11日、「個人情報保護基本法制に関する大綱」をまとめ、森喜朗首相（当時）に手渡した。同戦略本部は同年10月13日、「政府としては、『個人情報保護基本法に関する大綱』（個人情報保護法制化専門委員会 平成12年10月11日）を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制の立案作業を進める」ことを決定した。

個人情報保護法案の立案と概要

政府は個人情報保護に関する法案の立案作業を進め、2001年3月27日に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）を閣議決定し、国会に提出した。これにより個人情報保護法制化の方向性が明確になってきた。法案は7章64条と附則からなる。各章の概要を見よう。

1. 総則：「第1章総則」（1条・2条）では、まず目的（1条）として、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用

が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを掲げ、また、次の用語について定義している（2条）。

- ・「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）
- ・「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索可能なもの。一定のマニュアル処理情報含む）
- ・「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、扱う個人情報が少ない等の者を除く）
- ・「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報
- ・「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

2. 基本原則：「第2章 基本原則」（3条～8条）では、個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は次の基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならないとしている。

- ①利用目的による制限…利用目的の明確化、達成に必要な範囲内での取扱い
- ②適正な取得…適法かつ適正な方法による取得
- ③正確性の確保…利用目的の達成に必要な範囲内で正確性、最新性を確保
- ④安全性の確保…取扱いに当たり、安全管理の措置が講じられるよう配慮
- ⑤透明性の確保…取扱いに当たり、本人が適切に関与し得るよう配慮

3. 国及び地方公共団体の責務等：「第3章 国及び地方公共団体の責務等」では、国及び地方公共団体の責務（9条、10条）、法制上の措置等（11条）が規定されている。

4. 個人情報の保護に関する施策等：「第4章 個人情報の保護に関する施策

等」は、「第1節 個人情報の保護に関する基本方針」（12条）、「第2節 国の施策」（13条～15条）、「第3節 地方公共団体の施策」（16条～18条）、および「第4節 国及び地方公共団体の協力」（19条）からなっている。

5. 個人情報取扱事業者の義務等：「第5章 個人情報取扱事業者の義務等」は、最も詳細であって、「第1節 個人情報取扱事業者の義務」（20条～41条）と、「第2節 民間団体による個人情報の保護の推進」（42条～54条）で構成。ほとんどの民間事業者はこの個人情報取扱事業者になると考えられるので、その内容を十分に認識する必要がある。

6. 雑則：「第6章 雑則」では、報道、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第5章の適用を除外（55条1項）とし、これらの主体は安全管理、苦情処理などのために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力（55条2項）することが規定されている。

7. 罰則：「第7章 罰則」では、個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合などにおける罰則（61条～64条）が設けられている。

8. 附則：最後の「附則」では、公布の日から施行する規定があること（第5章から第7章までの規定は公布後2年以内に施行（附則1条））、経過措置（附則2条～6条）、国の行政機関、独立行政法人などの保有する個人情報について公布後1年を目途として法制上の措置（附則7条）、内閣府の所掌事務などへの本法施行関係の事務の追加（附則8条）が規定されている。

（堀部政男 中央大学法学部教授）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp